

平成 20 年 3 月 14 日
厚生労働省・総務省

年金記録問題についての今後の対応に関する工程表

はじめに

- 年金記録問題については、これまで、昨年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめに沿って、昨年 12 月から開始した、5,000 万件の未統合記録と結び付く可能性のある方々への「ねんきん特別便」の発送が 3 月末までに予定どおり終わられる状況になるなど、着実に取組を進めてきたところである。こうした進捗状況等を踏まえ、本年 1 月 24 日の「年金記録問題に関する閣僚会議」において、「年金記録問題に関する今後の対応」（以下「今後の対応」）が決定され、引き続き、政府を挙げて各般にわたる取組を推進することとされた。
- 本工程表は、「今後の対応」に沿って、今後とも、年金記録問題の解決に向けた取組を着実に進めていくため、国民の皆様にも、現在想定している今後の作業手順を具体的にお知らせし、御協力をお願いするものである。
- また、この工程表は、今後更に取組を推進する中で、実施状況を把握しつつ、弾力的・機動的に見直しを行いながら対応することとしているものである。
- 引き続き、国民の信頼回復に向け、国民の立場に立って、全力を尽くす考えである。

I. お一人お一人へのアプローチ

1. 記録が結び付く可能性がある方に対する「ねんきん特別便」

(1) 「ねんきん特別便」の確実な送付

(注：□内の記述は、「今後の対応」の抜粋)

(1) 記録が結び付く可能性のある方への「ねんきん特別便」

平成 20 年 3 月までに、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3,000 万人・加入者 7,000 万人」の記録のコンピュータ上での突き合わせ（氏名・生年月日・性別の 3 条件により実施）を行い、その結果記録が結び付く可能性がある方々への「特別便」の送付を、確実に実施する。

(4) 未到達の方への対応

「特別便」が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行う。（後略）

《これまでの実施状況》

- 「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3 千万人・加入者 7 千万人」の記録のコンピュータ上での突き合わせ（名寄せ）を昨年 11 月から実施しており、現在、その結果、記録が結び付く可能性のある方に対して、加入履歴等のお知らせ（「ねんきん特別便」）を順次送付している。【19 年 12 月 17 日より】

※ 3 月 12 日現在で、送付予定の 1,030 万人のうち、738 万人の方々に対して送付済み。《受給者：232 万人、加入者：506 万人》

- 「特別便」の送付に先立って、政府広報等により、住所変更届出をされていない方に、社会保険事務所や市町村、事業主へ届け出いただくよう周知・広報を行ってきた。

【19 年 11 月・12 月】

《今後の取組》

- コンピュータ上の突き合わせの結果、記録が結び付く可能性

がある方々に対する「特別便」の送付を予定どおり完了する。

【20 年 3 月末まで】

- 「特別便」が住所不明で戻ってきた方について、隔月、住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付する。変更届がない場合は、市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所に送付する。

【20 年 3 月より】

(2)「ねんきん特別便」に関する懇切丁寧な対応

(3) 相談体制の充実と積極的な対応、分かりやすい注意喚起

(前略) 電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

さらに、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに「特別便」に折り込む。なお、既に発送した方についても、追加送付する。

(4) 未回答の方への対応

(前略)「特別便」を送っても未回答の方については、3 ヶ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答いただけない方についてはさらに、その3 ヶ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。

(5)「訂正なし」の回答への対応

「訂正なし」の回答については、基本的には信頼し尊重するが、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。

(ア)「ねんきん特別便」に関する改善策の着実な実施

《これまでの実施状況》

- 本年 1 月時点で、回答状況の調査・分析の結果等を踏まえ、次の改善策を順次講じた。
 - ・ 十分な記録確認をお願いするため、封筒に電話や来訪による相談を呼びかける注意喚起文を記載。

【20 年 1 月 16 日発送分より】

- ・ 「訂正なし」と回答された方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる受給者の方（既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合）について、社会保険事務所において、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録について具体的な情報を提供し、入念的な照会を実施。

【20年1月25日より】

- ・ 「年金記録問題作業委員会」において取りまとめた「ねんきん特別便に係る今後の情報提供について」等を踏まえて、「ねんきん特別便相談対応マニュアル」を改訂し、社会保険事務所の窓口やねんきん特別便専門ダイヤルでの相談において、結び付く可能性のある記録についてより具体的な情報を提供し、積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

【20年1月31日より】

- ・ 記録確認をよりしやすくするため、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封。なお、本年1月末までに送付した約108万人の方々に対しては、当該資料を、電話や来訪による相談や十分な記録確認等をお願いする文書とともに同封し、20年3月末を目途に再度送付予定。

【20年2月6日発送分より】

《今後の取組》

- 窓口相談・電話相談において、引き続き具体的な情報を提供するなど、相談者の立場に立った懇切丁寧な対応を徹底する。
- 「訂正なし」との回答のあった受給者の方に対する入念的な照会について、当分の間、継続して実施する。

（イ）未回答の方への十分な記録確認と回答のお願い

《これまでの実施状況》

- 「特別便」の発送時期に合わせ、新聞折込広告や、ラジオ・テレビ番組、社会保険庁ホームページ等による広報を集中的に

実施し、「特別便」の趣旨、加入履歴の確認方法、手続等を周知した。【19年12月以降】

- 「特別便」のリーフレットにおいて、必ず回答をお願いする旨を記載し、周知した。【19年12月17日より】

《今後の取組》

- 今後とも、状況に応じて、政府広報等により、積極的かつ機動的に周知・広報を行う。
- 本年3月末までに送付した「特別便」について回答のない方（本年3月末に「特別便」を再送付した方を除く。）に対して、「回答のお願い」の送付を開始する。【20年4月下旬からを目途】
 - ※ 本年1月末までに送付した方に対しては、本年3月末の「特別便」の再送付が1回目の回答のお願いとなる。
- さらに、なお回答のない方に対して、2回目の「回答のお願い」を送付する。【20年6月下旬からを目途】

（ウ）円滑な記録統合と裁定変更処理の迅速化

《これまでの実施状況》

- 未統合記録を統合し、年金給付に結び付ける作業においては、次のような手順を経ている。
 - ・ 受給者の方の場合、社会保険事務所で記録の調査・確認を行い、その後、社会保険業務センターにおいて裁定変更（再裁定）処理を行って年金給付に結び付け、その結果をご本人に通知することとしている。
 - ※ 社会保険事務所に来訪いただけない方については、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ電話をしていただければ、郵送による手続方法をご案内している。
 - ・ 加入者の場合、社会保険業務センターに年金加入記録照会票を郵送いただき、同センターで記録の調査・確認を行い、確認ができた場合は統合し、その旨をご本人に通知することとしている。
 - ※ 調査・確認に当たって名簿・台帳等の確認を要するものは、社

会保険事務所での調査が必要であるため、社会保険業務センターから社会保険事務所に対して照会している。

《今後の取組》

- 本年3月までに送付する「特別便」への回答に伴う事務処理の円滑化のため、社会保険事務所において、社会保険庁OBの活用や社会保険労務士等の協力をお願いしつつ、記録統合処理の事務に職員を重点的に配置することにより対応する。
- 社会保険業務センターについても、職員のシフト、派遣職員の増員、システムの機能強化により体制を強化し、記録が結び付く年金受給者の裁定変更（再裁定）について、原則として、社会保険事務所からの進達から、3ヵ月以内の処理を目指す。
 - ※ 年金時効特例法に基づく支払手続に係る事務処理に要する期間は含まない。
- 加入者の方の記録統合についても、訂正の申出・回答の状況を見つつ、できる限り早期の処理を目指す。

2. すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」

(2) すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」

(1) 以外のすべての受給者及び加入者の方々に、「特別便」をお送りし、(1) と合わせて「受給者 3,000 万人・加入者 7,000 万人」の一人一人に記録を確認いただき、記録の正確性を確保するとともに、着実に未統合記録の減少等を図る。その際、市町村、経済団体、業種別団体、企業、労働組合等の協力を得て、きめ細かく記録確認の周知徹底を図る。

(7) 市町村、経済団体、企業等の協力・連携

「特別便」の送付等に対応し、上記の記録確認の周知徹底に加え、相談体制の確保、内容・手続等に関する広報、記録統合申請手続の代行等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期す。

(1) 「ねんきん特別便」の確実な送付・回収

《これまでの実施状況》

- 本年3月までにお送りした方々以外のすべての受給者の方々への「特別便」の封筒、リーフレット、お知らせを、「年金記録問題作業委員会」等のご意見を踏まえて作成した。

【20年2月】

《今後の取組》

- 第2号被保険者の方に対する「特別便」の送付及び回答の回収については、原則として事業主経由で実施（第1号及び第3号被保険者の方については、本人に直接送付・回答）することとし、3月に送付する保険料納入告知書に同封する文書を通じて各事業主に対する協力を依頼し、個別に協力の可否の回答を得る。
【20年3月下旬から4月までを目途】
- すべての加入者の方への「特別便」の封筒、リーフレット、お知らせについて、「年金記録問題作業委員会」等のご意見を伺った上で、わかりやすく、回答しやすいものとする工夫を行

いつつ作成する。 【20年4月上旬までを目途】

- 本年3月までにお送りした方々以外のすべての受給者に対して、「特別便」を送付する。 【20年4月及び5月を目途】

- 本年3月までにお送りした方々以外のすべての加入者に対して、「特別便」を送付する。その際、従業員の多い事業主に対しては、円滑な対応が可能となるよう、事業主の希望に応じた「特別便」の並べ替えを行った上で送付する。

【20年6月から10月までを目途】

- 事業主を通じて送付する従業員の方々の円滑な協力と確実な回答を得ることができるよう、事業主に対して「特別便」の説明資料を送付時に提供するとともに、事業主の協力の下に配付・回収の状況を点検・確認する。
- 住所変更届出の周知・広報については、本年3月までの「特別便」の送付に準じて対応する。特に、「特別便」の送付事務等を通じて、事業主に対して第2号被保険者に係る住所変更届出の確認依頼を徹底する。
- 「特別便」が住所不明で戻ってきた方については、本年3月までの「特別便」の送付に準じて対応する。

【20年4月から21年3月を目途】

(2) 未回答の方への十分な記録確認と回答のお願い

《今後の取組》

- 政府広報等による周知・広報について、状況に応じた機動的な対応を図る。
- 本年4月及び5月に送付する全ての受給者への「特別便」に回答をいただけない方に対して、例えば、
 - ・ 市町村、各種団体等による広報誌、会報等への掲載
 - ・ 老人クラブ、介護・福祉事業者（施設・住宅）、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、シルバー人材センター、市町村等と連携した回答の呼びかけ等、幅広い関係者の連携・協力を得て回答の呼びかけを行うとともに、「回答のお願い」を送付する。また、受給者に円滑に

対応していただけるよう、こうした関係者の代表からなる「受給者特別便連絡協議会」（仮称）を設置する。

- 本年 6 月から 10 月にかけて送付する全ての加入者への「特別便」に回答をいただけない方に対して、例えば、
 - ・ 各種経済団体、業所管省庁等による広報誌、会報等への掲載
 - ・ 各種経済団体等が傘下企業を参集して実施する説明会の開催
 - ・ リーフレット等による家族間での回答の呼びかけのお願い
- 等、幅広い関係者の連携・協力などにより、回答の呼びかけを行う。また、事業主及び加入者に円滑に対応していただけるよう、各種経済団体、業所管省庁等からなる「加入者特別便連絡協議会」（仮称）を設置する。

3. 相談体制の充実

(3) 相談体制の充実とより積極的な対応、分かりやすい注意喚起

「特別便」の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談業務従事者を、現在の4,500人体制から、まず、①臨時相談窓口を約1,000席新設、②社会保険庁OB、社会保険労務士等の経験者を約1,600人配置するなど、相談体制等の充実に引き続き努める。また、電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

(7) 市町村、経済団体、企業等の協力・連携【再掲】

「特別便」の送付等に対応し、上記の記録確認の周知徹底に加え、相談体制の確保、内容・手続等に関する広報、記録統合申請手続の代行等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期す。

(1) 相談対応の改善【再掲】

《これまでの実施状況》

- 「年金記録問題作業委員会」において取りまとめた「ねんきん特別便に係る今後の情報提供について」等を踏まえて、「ねんきん特別便相談対応マニュアル」を改訂し、社会保険事務所の窓口やねんきん特別便専門ダイヤルでの相談において、結び付く可能性のある記録についてより具体的な情報を提供し、積極的に記憶の呼び起こしを働きかけることにした。

【20年1月26日より(1月31日より本格実施)】

《今後の取組》

- 引き続き、相談者の立場に立った懇切丁寧な対応を徹底する。

(2) 電話相談体制の拡充

《これまでの実施状況》

- 「特別便」の送付開始に伴い、「ねんきん特別便専用コールセンター」を新設し、その後特別便の送付の本格化に伴い、相談体制を順次拡充してきている。【19年12月17日より実施】
ねんきん特別便専用コールセンターの最大席数の推移
350席(12月17日)→700席(1月21日)→1000席(2月12日)→最大1300席まで拡充
- ※ 特別便専用ダイヤルへの相談状況(20年2月19日現在)

総呼数	22万0,633件 (a)
応答呼数	20万5,474件 (b)
応答率	93.1%(b/a)

《今後の取組》

- 応答状況が極端に悪化した場合には、機動的に年金の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)からの転用を実施する。
 - ※ 18年6月及び7月においては、窓口装置を使用せずに相談に後日お答えする方式の「ねんきんあんしんダイヤル」を含め、約1,400ブースにより、一月当たり、約47万9,700件の電話相談に対応。
- 社会保険労務士、市町村の協力による身近な場所での相談の展開を支援するため、その相談に対応する社会保険労務士、市町村に対して、電話により相談者に係る具体的な年金記録等の情報を提供する新たな仕組みを構築する。

(3) 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

《これまでの実施状況》

- 「特別便」の送付に伴う混雑状況に応じて、社会保険事務所内において、年金相談に精通した他課職員の応援体制の構築等を実施。

《今後の取組》

- 社会保険事務所の現存ブース数に加え、混雑状況に応じてブース数を増加(1,000席)させるとともに、市町村、商工会議所等における巡回相談の拡充を行う。
- 社会保険事務所の混雑状況に応じて、予約相談制度の活用等

を図る。

(4) 市町村の協力による身近な場所での相談の展開

《今後の取組》

- 市町村の協力を得て、その窓口でも以下の取組を実施する。
 - ・ 「特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明
 - ・ 年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内（本年3月までの「特別便」。本年4月以降の「特別便」の場合には、記録訂正の有無に係わらず「年金加入記録回答票」の記入方法の案内。以下同じ。）の説明
 - ・ 加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言
 - ※ これらの相談においては、市町村と社会保険事務所との間に設けた専用電話（ホットライン）を活用
 - ・ 年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施
 - ・ 希望する市町村における、窓口装置（WM）を用いた「特別便」に関する相談に対する協力
 - ・ これらの取組について、市町村広報誌等による周知

(5) 事業主・労働組合の協力による職域での相談の展開

《今後の取組》

- 事業主の協力を得て、事業所の社会保険委員等を活用し、以下の取組を実施する。
 - ・ 上記の市町村の協力を得て行う「特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等と同様の相談等を事業所においても行う
 - ・ 加入履歴の漏れや誤りの訂正の申請を、事業所ごと一括して代行申請を行う
 - ・ これらの取組について、社内報等により周知する

- 労働組合の協力を得て、加入者の方々への「特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等の相談、回答提出の推進、広報等の取組を実施する。

(6) 社会保険労務士の協力による身近な場所での相談の展開

《今後の取組》

- 全国社会保険労務士連合会の全国的な協力を得て、以下の取組を実施する。
 - ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターにおける無料相談の実施
 - ・ 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協における、社会保険労務士による相談の実施
 - ・ 各都道府県社会保険労務士会への窓口装置（WM）の貸与（今後、各社会保険労務士会の対応状況等を踏まえ、貸与台数を拡充）
- 社会保険事務所において、近隣の社会保険労務士事務所等における無料相談について紹介するとともに、市町村等の協力を得て、これらの取組に係る周知・広報を行う。

4. 広報

(1) 「ねんきん特別便」に係る広報

《これまでの実施状況》

- 「特別便」の発送時期に合わせ、新聞折込広告や、ラジオ・テレビ番組、社会保険庁ホームページ等による広報を集中的に実施し、「特別便」の趣旨、加入履歴の確認方法、手続等を周知するとともに、姓や住居の変更に伴う届出等と呼びかけてきたところ。【19年12月上旬～20年1月上旬】
- これまでの「特別便」の回答状況等を踏まえ、以下の点に留意して集中的な広報を実施。【20年1月下旬より】
 - ・ ご本人による回答の前に、社会保険事務所や「ねんきん特別便特別ダイヤル」等に照会していただくよう促す
 - ・ 受け取る年金額が増額となる具体例を示す
 - ・ 基礎年金番号導入前（8年12月以前）に旧姓で年金に加入していた方に対して重点的に注意喚起を行う

《今後の取組》

- 「特別便」の回答状況等を踏まえ、引き続き、上記の諸点に留意した機動的な広報を実施する。

(2) いわゆる無年金者の方へのお知らせについて

《これまでの実施状況》

- 介護保険料の普通徴収の対象者に市区町村が介護保険料納入告知書等を送付する際に、年金加入記録の確認を呼びかけるお知らせを同封していただくため、都道府県介護保険主管部（局）及び各地方社会保険事務局を通じて市区町村へ協力依頼を実施。【19年12月17日】

《今後の取組》

- 市区町村によって、チラシのサイズ、介護保険料納入告知書の送付時期などは多種多様であるが、市区町村の要望に沿ったきめ細かな調達を行った上で、年金加入記録の確認のためのお知らせを送付する。【20年3月下旬より】

Ⅱ. 記録の解明からのアプローチ

5. 「今後解明を進める記録等」の解明

(平成 19 年 12 月 11 日公表時 : 1,975 万件)

5 千万件の今後解明を進める記録等については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところであり、その結果を踏まえ、上記の「お一人お一人へのアプローチ」に加え、以下により、「記録の解明からのアプローチ」による解明を進め、順次絞り込みを進める。この取組は、可能なものから直ちに着手し、20 年度に集中的・計画的に進める。

- ① 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「死亡者（5 年以内）」の特定
- ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査
- ③ 「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」、「既に給付に反映済みと考えられる記録」のコンピュータ記録による調査

(参考)

1. お一人お一人へのアプローチ

(6) 旧姓での履歴の申出の促進

今後解明を必要とする記録（推計 1,975 万件）の中に多く含まれていると見込まれている「婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録」について、着実に記録の統合を図るため、広報や企業、市町村等の協力により、旧姓での履歴の申出の徹底を図る。

特に本年 2 月から 3 月までの間を「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」と位置付け、申出及び記録の統合の促進を図る。

- 「未統合記録の全体像」（推計）については、平成 19 年 12 月に公表したところであるが、今般、その後の解明作業の進展等を踏まえ、現時点での新たな推計を行ったところ。（約 260 万件が減少。）

- これまでの相談・裁定により、逐次統合が進められている。また、第2次名寄せを行うことにより、94万件の記録について、持ち主の可能性のある方を特定したところ。現在、漢字カナ変換を使用した約150万件の記録について、調査のための補正作業を実施中。
- 今後、コンピュータ上の調査を行うことにより、「基礎年金番号を有していない生存者」、「5年以内の死亡者」等、名寄せできなかった記録の内容に対応した仕分けを行い、未統合記録の持ち主の特定を進める。
- 具体的には、平成20年度に以下の取組を集中的・計画的に実施し、順次絞り込みを図る。

(1)「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」への対応 **《これまでの実施状況》**

- 「1,975万件」の記録等のうち、一文字単位の漢字カナ変換を行ったことを示すフラグ(73・75)が立っている厚生年金の記録約150万件を抽出し、社会保険事務局・事務所において、年金手帳記号番号払出簿(払出簿で確認できない場合は、被保険者名簿、原票等)により、漢字を確認し収録する。

【20年2月～4月末頃目途】

《今後の取組》

- プログラム開発等〔20年4月～5月目途〕を行った上で、補正処理した記録について、基礎年金番号の記録との突き合わせを行い、記録の持ち主である可能性がある方に対して「記録のお知らせ」を送付する。

【20年7月目途】

(2)既に給付等に反映している記録の特定

《今後の取組》

- 年金受給者分の「特別便」の送付に当たり、未統合記録と年金受給者記録との名寄せ処理を行っており、その際に氏名、性別、生年月日、加入期間等が完全に重複していた記録を抽出し、別途管理する。

【20年3月】

(3) 記録の属性に応じたコンピュータ上の記録等による調査

(ア) 住民基本台帳ネットワークによる調査

《今後の取組》

- 先行調査を実施し〔平成 20 年 1 月～3 月〕、これを踏まえて次のような取組みを進める。
- 「1,975 万件」の記録等について、住基ネットによる調査を行うことにより、「基礎年金番号を有していない生存者」、「(調査時点における) 5 年以内の死亡者」などを特定し、解明を必要とする記録を絞り込む。その際、大量データの調査を効率的に実施し、未統合記録の解明を早く進めるため、住基ネットによる調査は多段階で実施する。【20 年 3 月～6 月目途】
- 「基礎年金番号を有していない生存者」のうち、年金受給に結び付くと思われる方(年金受給要件を満たしている方)の記録については、住基ネットに収録された住所宛てに「記録のお知らせ」を送付する〔20 年 6 月～〕。ただし、年金給付に結び付かないと思われる方については、その取扱いについて別途検討する。
- 「5 年以内の死亡者の記録」については、未支給年金等の対応の観点から、公示等の取扱いについての具体的な実施方法、実施時期等を検討する。

(イ) 「婚姻等により氏名を変更した記録」の調査

《これまでの実施状況》

- 「旧姓履歴の申出集中キャンペーン」〔平成 20 年 2 月～3 月〕において、社会保険事務所等に旧姓履歴の申出があった方について、相談窓口で記録の確認及び整備を行ってきた。

《今後の取組》

- 本年 4 月及び 5 月に年金受給者に送付する「特別便」に対する回答のうち、記録訂正の申出に併せて旧姓の申出があったものについては、社会保険事務所で記録の確認及び整備を行う。

【20 年 4 月より】

- 本年 6 月から 10 月にかけて加入者に送付する「特別便」に対する回答のうち、記録訂正の申出に併せて旧姓の申出があったものについては、社会保険業務センターで記録の確認及び整備を行う。【20 年 6 月より】
- 本年 4 月から 10 月にかけて送付する「特別便」に対する回答（訂正なし）のうち、旧姓の申出があったものの磁気データ化を行う。【20 年 5 月より】
- オンライン上に既に収録されている氏名変更履歴及び上記により申し出いただいた旧姓情報を活用した調査についてのプログラム開発〔平成 20 年 3 月から調達等手続を開始し 9 月までに開発〕を行い、旧姓による突き合わせを実施し〔平成 20 年 10 月～〕、記録の持ち主である可能性がある方に対して「記録のお知らせ」を送付する。【20 年 12 月より】

（ウ） 既に死亡している受給者の記録を活用した調査

《今後の取組》

- 住基ネットによる調査で「該当なし」となった記録について、プログラム開発等〔20 年 3 月～7 月を目途〕を行った上で、社会保険庁で管理している既に死亡している受給者の記録との突き合わせを行い、既に給付に反映済みと考えられる記録を特定し整理する。【20 年 8 月より】

（エ） 払出簿等による氏名等の補正

《今後の取組》

- 各種コンピュータ上の記録による調査において確認できなかった記録については、社会保険事務局・事務所において、年金手帳記号番号払出簿等を活用して、氏名・生年月日・性別の三情報を確認し、必要に応じて「転記ミスにより名寄せされなかった記録」の氏名等の補正処理を行う。【20 年 5 月以降順次】
- 補正処理した記録について、基礎年金番号の記録との突き合わせを行い、「記録のお知らせ」を送付する。

※ 氏名等が収録されていない記録（約 524 万件）のうち、氏名・生

年月日の調査を継続している記録（約 6 万件）については、被保険者名簿、原票、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を丹念に調査し、補正した上で、基礎年金番号の記録との突き合わせ及び「記録のお知らせ」の送付を行う。

なお、保管倉庫に保存している厚生年金被保険者台帳等（旧台帳）については、効率的な策出を可能とするため、保管方法の見直しを早急に行う。

（４）更に残された記録の取扱い

（ア） 海外居住者の記録

《今後の取組》

- 海外居住の邦人に対しては、大使館等を通じて記録の確認を呼びかける。
- 日本に短期間居住したのち現在は帰国している外国籍を有する方等の記録については、各国の年金関係機関への情報提供等を検討する。

（イ） 上記の取組では本人の特定が困難な記録

《今後の取組》

- 上記の各種取組を行っても、本人の特定が困難な記録については、更に可能な限り、過去に勤務していた事業所や過去の住所の所属する市町村への照会を通じて本人特定作業を行うことに関し、作業体制、コスト等を踏まえ検討する。
 - ※ 被保険者が過去に勤務していた事業所への照会を行い、当該被保険者の過去又は現在の住所情報、旧姓の情報、届出誤りの訂正の申出等を入手する。
 - ※ 過去に居住していた市町村から入手した住民票により戸籍情報を入手した上で、本籍地の市町村への照会を行い、当該被保険者の戸籍の附票が保存されていれば、現在生存又は死亡しているか等を確認する。
- 上記の各種取組を行っても、なお本人の特定が困難な記録が残ると考えられるが、これらの取扱いについては、今後、別途検討する。（例：公示等）
 - ※ こうした記録には、架空、偽名、届出誤りなどの記録も含まれると考えられる。

Ⅲ. その他の取組

6. 厚生年金旧台帳等の記録(「1,430 万件」「36 万件」)への対応

- (1) 5 千万件の記録以外に、7 月 5 日の決定に盛り込まれた厚生年金旧台帳・船員保険旧台帳の記録(「1,430 万件」「36 万件」)への対応については、スケジュールに従い、20 年 5 月までを目途に、コンピュータ入力作業を行った上で、1 億人の記録と突き合わせを行い、記録が結び付く可能性がある方へのお知らせを行う。【20 年 5 月末までを目途】

《これまでの実施状況》

- 厚生年金旧台帳・船員保険旧台帳の記録(「1,430 万件」「36 万件」)について、磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、コンピュータ記録と突き合わせを行い、記録が結び付くと思われる方に対して「記録のお知らせ」を送付するため、これまで次の事項を実施してきた。
 - ・ コンピュータ上の突き合わせに必要な旧台帳の情報を抽出し、入力対象者リストを作成 【19 年 9 月～20 年 1 月】
 - ・ 旧台帳データをパンチ入力 【19 年 11 月～20 年 4 月上旬目途】
 - ※ 入力対象リストの作成過程において、崩し字記載など判読困難なものについては、書道家による判読作業を進めている。
 - ・ コンピュータの記録との突き合わせを開始 【20 年 3 月より】
 - ※ 「1,430 万件」「36 万件」とは、それぞれ、昭和 29 年以前に退職した厚生年金加入者、昭和 25 年以前に退職した船員保険加入者の記録。使用頻度が低いとしてコンピュータ入力されず、マイクロフィルムで管理されている。

《今後の取組》

- コンピュータの記録との突き合わせにより、記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力を行った上で、期間重複チェックを行い、その結果記録が結び付く可能性のある方に対して、「記録のお知らせ」を送付する。【20 年 5 月末を目途】

7. コンピュータ記録と紙台帳との突き合わせ

- (2) 8 億件超に上る紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録（基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録）との突き合わせについては、実効性・効率性を考慮し、優先順位を付けて計画的に進める。

《これまでの実施状況》

- 社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、コンピュータの記録との突き合わせを計画的に実施するため、これまで以下の作業を実施してきた。
 - ・ 国民年金被保険者台帳（特殊台帳分）のサンプル調査の実施
【19 年 4 月～6 月実施、19 年 6 月公表】
 - 3,090 件中、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致しておらず、年金給付に影響があるものが 4 件あった
 - ・ 社会保険事務所における被保険者台帳の保管状況を調査
【19 年 5 月実施、19 年 8 月公表】
 - ・ 市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況調査
【19 年 8 月実施、19 年 8 月公表】
 - これらの保管状況調査等により、紙台帳（マイクロフィルムを含む）の記録が延べ約 8.5 億件であることを確認
 - ・ 厚生年金の被保険者名簿等に係るサンプル調査の実施
【20 年 1 月～3 月】
 - 2 万件を抽出し、調査を実施中

《今後の取組》

- 国民年金の特殊台帳
平成 20 年度中に突き合わせを完了させる。
 - ① マイクロフィルムの内容を印字したもの又は紙の台帳の

写し（台帳の記録）と、これに対応するコンピュータ記録を印字したもの（コンピュータ記録）との内容が一致しているかどうかを目視により確認（突き合わせ）する。（一次審査）

- ② 一次審査により不一致となった記録について、コンピュータ記録をオンライン化時点まで遡った記録に復元した上で、再度、審査を行う。（二次審査）
- ③ 二次審査の結果、補正が必要な記録について、コンピュータ記録の補正を行うとともに、ご本人等へその旨のお知らせを行う。（記録の補正及びお知らせ）

○ **市町村が保管する国民年金の被保険者名簿**

国民年金の被保険者名簿の市町村から社会保険庁への移管のためのスケジュール調整を行うとともに、磁気媒体・マイクロフィルムの被保険者名簿について、紙への出力のための整備を行う。また、コンピュータ記録との突き合わせの実施に必要な情報機器の設置等の準備作業を進める。 【平成 20 年度】

○ **厚生年金の被保険者名簿等**

平成 20 年 1 月～3 月に実施するサンプル調査の結果を分析し、20 年 4 月以降、突き合わせの優先順位や効率的な実施方法等の検討を進める。 【平成 20 年度】

IV. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

8. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

(1) 当面の審議の促進

昨年秋以来、委員を 338 人から 538 人へ増員、事務局職員を 468 人から 877 人へ増員、審議チームを 54 チームから 118 チームに増やすなど体制の拡充を行ったところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

(2) 本年 4 月以降の取組

本年 3 月末までに申し立てられた事案については、概ね 1 年を目途に処理を終えることし、本年 4 月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力を得つつ、申立に関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

《これまでの実施状況》

○ 年金記録確認第三者委員会の審議状況

社会保険事務所等で受け付けた件数	45,600 件
第三者委員会に送付された件数	30,774 件
第三者委員会で処理を終了した件数	4,150 件

内訳：年金記録の訂正が必要であるとのあっせん件数	1,832 件
年金記録の訂正が不要であるとの決定件数	1,916 件
申立てが取り下げられた件数	402 件

→ 第三者委員会の処理件数は昨年 7 月から 9 月までの 3 ヶ月間の合計が 213 件であったものの、10 月 281 件、11 月 488 件、12 月 517 件、本年 1 月 730 件、2 月 1,431 件と処理件数が増加

- 年金記録確認第三者委員会の体制を拡充する。
 - 委員数 338 人 → 538 人（3 月 1 日現在）
 - 事務局職員 468 人 → 912 人（3 月 1 日現在）
 - 審議チーム 54 チーム → 118 チーム（3 月 1 日現在）→ 更に処理のスピードアップが必要な地域（大都市を抱える都道府県等）において、本年 4 月を目途に一層の体制の強化（審議チームを 50 以上増）に取組中
- あっせん事例集を整備し、各地方第三者委員会を始め関係方面に提供する。
- 社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実を図る。
 - 年金記録第三者委員会に関する相談対応を全国社会保険労務士会連合会に依頼し、具体化に向け検討中（事務マニュアル作成中）

《今後の取組》

- 本年 3 月末までに申立てられた事案については、
 - ・ 審議チームの増と一回当たりの処理件数の増により、概ね 1 年を目途に処理する。
- 本年 4 月以降に申立てられる事案については、
 - ・ これまでのあっせん事案等を踏まえ、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理を促進する。
 - ・ 申立件数を勘案した一層の体制の強化により処理を促進する。